

一般 長崎県設備設計事務所協会委員会規程

社団法人

第 1 条 定款の規定により、委員会規定を定める。

第 2 条 理事は、以下各項の委員会に係る会務を分掌する。

- 2 総務委員会は、この法人の運営、経理、理事会提案事項、文書、諸規定、会員資格の選考、会員の拡充、他団体への技術者派遣、事務局人事その他一般管理及び会員に関する事項等を管掌する。
- 3 技術委員会は、自主調査研究、新人教育研修、講習会等に関する事項等を管掌する。
- 4 広報委員会は、協会広報、出版、渉外、広告、機関誌の編集、各種情報の収集に関する事項等を管掌する。
- 5 各委員会の円滑な運営を図るため、必要に応じ小委員会を置き、その委員は委員長が委嘱し、小委員会はその業務の終了後解散する。
- 6 委員会は、理事会の決議を経て改廃することができる。
- 7 委員会の委員長は、理事が兼任することができる。

第 3 条 理事会は必要により特別委員会を設けることができる。

- 2 特別委員会は、理事会よりの特別の付託事項を審議し、又は決議する。
 - (1) 特別委員会の円滑な運営を図るため、必要に応じ小委員会を置き、その委員は委員長が委嘱し、小委員会はその
 - (2) 特別委員会の委員長は理事が兼任することができる。業の終了後解散する。

第 4 条 委員会は理事会の付託により、それぞれの諮問事項を審議し、又は決議する。

第 5 条 委員会は、必要に応じ理事会に建議することができる。

第 6 条 委員会の委員は、理事会の決議を経て会長は委嘱する。

- 2 委員会の副委員長は、原則として委員長の指名により選出する。

第 7 条 委員会が必要あるときは、専門家又は学識経験者を専門委員として会長が委嘱することができる。ただし、専門委員は議決に加わることはできない。

第 8 条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

第 9 条 2以上の委員会に関係ある事項について、関係委員長の発議により合同委員会を開くことができる。

第 10 条 委員会の決議は、出席委員の過半数の議決により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 会長及び副会長は、委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。
- 3 副会長において、委員会の委員に所属するときは、この限りではない。

第 11 条 委員会の委員の任期はそれぞれ2年とし、役員任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。

第 12 条 この規定は、会長が理事会の決議を経て改廃することができる。